

# 秋田県ツキノワグマゾーニング管理指針

平成30年3月



## 目次

I	本指針の位置付け	1
II	クマの生息環境管理及び被害防除の進め方	1
1	ゾーニングに応じた被害防止対策の推進	1
2	ゾーンの区分及びそれぞれの設定目的・概念等	1
3	クマゾーニング管理実施計画	1
III	ゾーニングによるクマの生息環境管理及び被害防除	2
1	ゾーニング管理の基本方針	2
2	生息環境管理	3
3	被害防除対策	4



## I 本指針の位置付け

本指針は、ツキノワグマ地域個体群の保全や分布域の連続性を担保しつつ、秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）に基づき、ツキノワグマ（以下、「クマ」という）の出没が多い地域において、農林水産業被害や人身事故発生などの人間との軋轢を軽減するために実施するゾーニング管理に関し、県、市町村及び地域住民が配慮すべき事項を示すものである。

## II クマの生息環境管理及び被害防除の進め方

### 1 ゾーニングに応じた被害防止対策の推進

地域によって人の活動形態とクマの生息状況が異なることから、クマと人の棲み分けを図ることを目的に、クマの生息、行動域及び目撃、出没地域に応じて地域を大きく3つのゾーンに区分し、それぞれの地域の管理目標のもとで各種の施策等を実施する。

### 2 ゾーンの区分及びそれぞれの設定目的・概念等

#### (1) 奥山ゾーン

クマの繁殖や生息など健全な個体群の維持を担保するうえで重要な奥山や個体群の保護に不可欠な低山帯などのコア生息地。

#### (2) 市街地周辺ゾーン

農業、林業、水産業など人間活動が盛んな地域で、クマの人為的食物への依存や人慣れの回避などの被害防除・出没抑制対策を行う「防除地域」とクマの生息地であるが、環境整備や狩猟等の人間活動により、物理的または心理的に人間とクマの空間的・時間的棲み分けを図る「緩衝地帯」からなるゾーン。

#### (3) 市街地ゾーン

市街地、集落内の住宅密集地など人間の居住地であり、特に人身事故の防止を図り、人間の安全が最優先される地域。

クマの人為的食物への依存や人慣れを回避する対策が必要である。

### 3 クマゾーニング管理実施計画

市町村は、本指針を基にして住民と一体となって地域毎の実施計画を策定し、防除対策や有害捕獲等の取組を進めることとする。

策定の際には、市町村内で部局横断的な役割分担を行うことが望ましい。

地域をどうゾーンに区分するかは、地理・地形・土地利用形態を勘案し、市町村が本指針に基づき設定するものとする。

また、クマの目撃・出没状況等に基づき、市町村は必要に応じてゾーン区分の見直しを図る。

### Ⅲ ゾーニングによるクマの生息環境管理及び被害防除

#### 1 ゾーニング管理の基本方針

ゾーン	奥山ゾーン	市街地周辺ゾーン		市街地ゾーン
	(コア生息地)	(緩衝地帯)	(防除地域)	(排除地域)
主な目的	クマの保護	防除・排除地域への出没抑制	農林水産業被害防止	人身事故防止
求められる主な役割	クマの恒常的な生息域であり、クマの健全な個体群の維持（繁殖や生息）を担保するうえで重要となる地域	クマと人の活動域が重複しており、クマが人を警戒することにより、排除地域への移動の抑制が期待される地域。	農作物の被害や農地等で活動する人の人身被害を防止すべき地域。	クマの侵入を排除し、特に、人身被害を防止すべき地域。
土地利用と人間活動からの区分	森林内作業、山菜・キノコ採集、登山などのための入山者がいる奥山の森林地帯。	森林内作業、山菜・キノコ採集のための入林者がいる里山林地域や河畔林。	農地、河畔植生、養魚場、小集落や宿泊施設が点在する里地。	人間活動が多い、人が定住する市街地等の地域。
生息環境管理	クマにとって良好な生息環境の維持・質の向上を図る。	里山や河川等で定期的な環境管理を実施する。	耕作放棄地等で定期的な環境管理を実施する。	住居、都市、集落内で環境管理を実施する。
被害防除対策	・クマよけ鈴、クマスプレーなどの自己防衛対策を各自が実施する。	・里山林の機能回復を図り、緩衝帯とする。 ・河畔林等への電気柵の設置や刈り払いを実施する。	・廃棄農作物等のクマの誘引物管理を徹底する ・農地周辺への電気柵の設置や刈り払いを実施する。	・クマの誘引物対策を実施する。 ・クマに対する被害防除対策を学習し、各自が実施する。
クマ出没情報	・クマの目撃情報、ツキノワグマ出没警報を県公式Webサイトで公表し、注意喚起を行う。			
	・ 出没警報及びゾーン内の目撃情報に注意し、被害防除対策を実施する。	・ 出没警報及び市街地周辺ゾーン、市街地ゾーンそれぞれの目撃情報を共有・注意し、被害防除対策を実施する。		

## 2 生息環境管理

### (1) 奥山ゾーン

#### ア クマにとって良好な生息環境の維持・質の向上

県は、自然再生推進法に基づく自然再生事業や秋田県水と緑の森づくり税の活用により、過去に損なわれた広葉樹林の再生や、生育の良好でない人工林の針広混交林への誘導による生息環境の保全・整備、里山に多い広葉樹二次林の整備による人里への誘因環境の改善などを図る。

また、ブナ林をはじめとする冷温帯広葉樹林については、国設鳥獣保護区と連携を図りつつ、県の指定する鳥獣保護区等の適正な配置を図るなど、「第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画」に基づく施策を進めることにより、クマをはじめとする野生動物の生息環境の保全対策をさらに推進するものとする。

#### イ 鳥獣保護区の設定・拡大

県指定鳥獣保護区については、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護繁殖上重要な地域については、できる限り包含するよう考慮するとともに、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携を図って指定を行う。

市街地周辺においても、鳥獣の生息に適している場所及び生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所について、鳥獣保護区の指定に努めるとともに、生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域については、新たに鳥獣保護区の指定に努める。

#### ウ 生息環境の情報収集及び収集体制の構築

県は、ブナ林の生態を解明し、野生動物の保護管理やブナ林の育成管理に役立てるため行っている種子トラップによる落下種子の定量調査を、引き続き実施する。

### (2) 市街地周辺ゾーン

#### ア 里山林等での定期的な環境管理の実施

県・市町村は、「緩衝地帯」から「排除地域」、「排除地域」へクマが侵入する主なルートと考えられる「平地に突き出た林地」、「刈り払いの不十分な河畔林」、「見通しの良くない里山林・人工林」などで、里山林の見通しを良くするための下層植生の刈り払いや強度間伐に努める。

#### イ 集落周辺の集落環境点検の実施

市町村と地域住民が一体となり、集落周辺において、集落内の作物残渣、侵入経

路、隠れ場所及び対策状況を点検した上で、地域の実情に応じた適切な対策の実施に努める。

### (3) 市街地ゾーン

#### ア 市街地、集落周辺等の環境管理の実施

県・市町村は、クマの定着や一時的滞在を防止するため、市街地・集落内にある公園、河川地域における下草刈り等の促進に努める。

#### イ クマの誘引物対策の実施

地域住民は、庭の果樹、家庭ゴミ等の誘引物の管理・除去に努める。

#### ウ 集落周辺の集落環境点検の実施

市町村と地域住民が一体となり、集落周辺において、集落内の作物残渣、侵入経路、隠れ場所及び対策状況を点検し、地域の実情に応じた適切な対策の実施に努める。

## 3 被害防除対策

### (1) 奥山ゾーン

#### ア 普及啓発の実施

県・市町村は、人身被害発生を防ぐために、突然出会った時の対処法のほか、ジュースの空き缶・弁当の食べ残し等の誘引物管理の徹底を促す注意看板を設置する等、登山者や観光客等の入山者に対して普及啓発に努める。

#### イ 人身被害防止対策の実施

登山者や観光客等の入山者は、クマの生息地に入ることから、クマ鈴やラジオなどの音の出るもの、クマよけスプレーなどの持参や食べ残し等のクマの誘引物となるものの管理などの人身被害防止対策を実施する。

### (2) 市街地周辺ゾーン

#### ア 普及啓発の実施

県・市町村は、人身被害発生を防ぐため、地域住民に対して突然出会った時の対処法のほか、ジュースの空き缶・弁当の食べ残し、放置果樹等の誘引物管理の徹底を促すなどの普及啓発に努める。

また、クマによる人身被害を防ぐためには、クマとの遭遇を避けることが最も重要であることから、県・市町村は、地域住民に対して、次の事項の周知に努める。

・明け方、夕方などクマの行動が活発な時間帯には、農耕地、果樹園など集落周辺



でクマが出没しやすい場所に行くことをなるべく避ける。

- ・ 出沒情報のあった場所には、近づかないようにする。
- ・ クマの隠れ場所になりうる、山際の林、溪畔林の近くを通る際は、クマに自分の存在を知らせるため、クマ鈴やラジオなど音の出るものを携帯する。

#### イ クマの移動経路の遮断対策の実施

県・市町村は、緩衝地帯内の公共施設の利用者の安全を確保するため、必要に応じて、電気柵等の侵入防止柵や緩衝帯の設置と管理に努める。

地域住民は、クマの移動経路の遮断対策として、市町村の協力を得ながら、必要に応じて、電気柵等の侵入防止柵の設置・管理や里山林の下層植生の刈り払いや間伐による緩衝帯の設置を行い、防除地域・排除地域へのクマの侵入の防止に努める。

#### ウ クマの追い払いの実施

県・市町村は、人里で発見されたクマを捕獲することなく、本来の生息地に追い払うことについて、専門家の意見を踏まえて取組を進める。

#### エ クマの誘引物対策の実施

地域住民は、クマの誘引物となる放置果樹などの廃棄農作物の管理・除去に努める。

### (3) 市街地ゾーン

#### ア 普及啓発の実施

クマによる人身被害を防ぐためには、クマとの遭遇を避けることが最も重要であることから、県・市町村は、地域住民に対して、次の事項の周知に努める。

- ・ 出沒情報のあった場所には、近づかないようにする。

#### イ クマの誘引物対策の実施

地域住民は、庭の果樹、家庭ゴミ等の誘引物の管理・除去に努める。

附 則

この指針は平成30年4月1日から施行する。

## クマゾーニング管理実施計画（作成例）

作成日平成 年〇月〇〇日

### 1 市町村名

### 2 計画期間

平成 年 月 日から

### 3 対象地域

例：〇〇市△△地域

### 4 目的・目標

「奥山ゾーン」「市街地周辺ゾーン」「市街地ゾーン」の3つの区域分けを基本とし、行政、地域住民、関係団体等が情報の共有化（有害捕獲許可事例検証を含む。）を図りながら、地域の实情に即したゾーニングの設定をすることにより、人的被害の回避及び農林水産業被害の軽減を図るため、各区域に応じた具体的取組を推進する。

### 5 根拠

「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）」及び「秋田県ツキノワグマゾーニング管理指針」による。

### 6 取組内容

※ 例を記載（加除修正してください。）

#### (1) クマの生息地環境管理対策

生息地環境管理として、次により取り組む。

- ① 奥山ゾーン：
- ② 市街地周辺ゾーン：
- ③ 市街地ゾーン：

#### (2) クマの被害防除対策

被害防除として、次により取り組む。

- ① 奥山ゾーン：
- ② 市街地周辺ゾーン：
- ③ 市街地ゾーン：

#### (3) クマの情報収集・分析方針

- ① クマの目撃情報を収集するとともに、被害状況を蓄積して、地域での活動及び生息状況を把握する。
- ② 有害捕獲許可の事例検証を行う。

#### (4) 普及啓発

- ① ゾーニングの考え方を住民に啓発する。
- ② ゾーニングの考え方について、捕獲の担い手と情報交換し、適切な対応に努める。

#### (6) 実施体制

ツキノワグマの被害防止対策の実施体制を記載

例1 地域単位のゾーニング例（クマの生息域である、奥山ゾーンに接している地域）

- ① 地域を大きく、奥山ゾーンと市街地周辺ゾーンに分ける。
- ② ただし、奥山ゾーン内に位置していても、住宅が密集する集落などは、「市街地ゾーン」として排除地域を設定する。  
また、農耕地・施業林地等は防除地域とする。  
さらに、防除地域や排除地域の周囲には緩衝地帯を設ける。

A市X地域



例2 地域単位のゾーニング例（地域内に市街地があり、周辺に、集落が点在している場合）

- ① 地域を大きく、市街地ゾーンと市街地周辺ゾーンに分け、その間に防除ラインを設定する。
- ② ただし、市街地周辺ゾーン内に位置していても、集落などは、「市街地ゾーン」として排除地域を設定する。  
また、農耕地・施業林地等は防除地帯とする。  
さらに、防除地域や排除地域の周囲には緩衝地帯を設ける。

